

こうふ開府500年記念 甲府市遊亀公園附属動物園

開園100周年記念イベント企画運営業務委託

公募型プロポーザル実施要項

令和元年7月

甲 府 市

1 公募型プロポーザル方式で提案を求める趣旨

本実施要項は、「こうふ開府500年記念 甲府市遊亀公園附属動物園 開園100周年記念イベント企画運営業務」の受託候補者を、豊富な専門知識や企画力、適切な業務執行能力を有する事業者を選定する必要があるため、「公募型プロポーザル方式」により事業者から提案を求めるものである。

2 業務の概要

(1) 業務名

こうふ開府500年記念 甲府市遊亀公園附属動物園 開園100周年記念イベント企画運営業務

(2) 業務内容

ア 遊亀公園及び附属動物園を活用した動物をテーマにしたイベントの開催

イ 甲府市(以下「本市」という。)及び受託者間で協議の上、定める業務

※詳細は、こうふ開府500年記念 甲府市遊亀公園附属動物園 開園100周年記念イベント企画運営業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)のとおりとする。

(3) 事業期間及び履行期間

ア 事業期間

- ・秋季:11月9日(土)・10(日)を含め1週間程度で、午前10時から午後4時までとする。
- ・冬季:12月中・下旬で1日程度

イ メインイベントの開催日

- ・令和元年11月9日(土)・10日(日)の2日間をメインとした1週間程度の秋季事業を主とし、冬季は12月中・下旬で1日を要するイベントを開催する。
- ・11月9日(土)・10日(日)以外の日程や時間は協議により決定する。

ウ 履行期間

履行期間は、契約締結日から令和2年3月27日(金)までとする。

(4) 履行場所

遊亀公園及び附属動物園(甲府市太田町10-1)を主会場とする。提案や協議により、総合市民会館や隣接する施設も合わせて使用することも可能とする。(受託者により手配すること。)

(5) 委託上限額

委託料の上限を6,160,000円(消費税相当額を含む)とする。

※この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案の規模を示すためのものであることに留意すること。また、見積書を提出する際は、委託上限額を超えてはならない。

(6) 協力会社への再委託

ア 受託者は、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務手法の決定及び技術的判断等について再委託することはできない。

イ 受託者は、アに規定する業務以外の再委託にあたっては、再委託の相手方との契約関係を明確にし、書面により委託者の承諾を得なければならない。

ウ 受託者は、業務を再委託に付する場合、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

3 参加資格要件

このプロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たしている単独企業とする。なお、協力会社の参加を認める。

- (1) 甲府市の入札参加資格登録者であること。
- (2) 過去3年(平成28年度～30年度)以内に、山梨県内の国又は地方公共団体(指定管理者が管理する公の施設を含む)の施設や観光施設において、2日間以上の連続した集客型イベントの企画運營業務の履行実績を有すること(履行中のものを除く)。
- (3) 税の滞納がない者であること(所轄市区町村の法人住民税の未納がない者。個人事業主にあつては、個人住民税の未納がない者。)
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当していない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であつて、その役員が暴力団員でないこと。
- (6) 公告日の6月前の日以降に手形及び小切手の不渡りを出した者でないこと。
- (7) 公告日の2年前の日以降に不渡りによる取引停止処分を受けている者でないこと。
- (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき更生手続き開始又は民事再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (9) 告示日以降に、国及び地方公共団体から指名停止措置を受けていないこと。
- (10) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき更生手続き開始又は民事再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

4 質問の受付及び回答

当該委託業務の公募に関して質問がある場合は、次のとおり提出すること。

- (1) 提出期間
公募開始の日から令和元年7月10日(水)午後5時までとする。
- (2) 提出方法
質問書(様式11)により、電子メールにて提出すること。
メールアドレス tosikoen@city.kofu.lg.jp
- (3) 回答方法
令和元年7月12日(金)に本市ホームページに掲載する(予定)。
- (4) 留意事項
本要項、こうふ開府500年記念 甲府市遊亀公園附属動物園 開園100周年記念イベント 企画運營業務公募型プロポーザル方式企画提案書等作成要領(以下「要領」という。)並びに、仕様書の内容以外の質問には回答しない。

5 参加に係る必要書類の提出

「3 参加資格要件」を満たし、本手続に参加する場合は、次の必要書類を提出すること。なお、書類の作成にあたっては、要領に基づき行うこと。

(1)参加表明書の提出

次に掲げる参加表明に関する書類を提出すること。

表1 参加表明に関する書類

	名 称	様式	添付書類等
1	参加表明書	様式1	法人住民税等の未納がない書類
2	会社概要等整理表	様式2	会社概要など参考となる資料
3	協力会社に関する調書	様式3	該当する場合のみ
4	業務実績書	様式4	
5	業務実施体制確認調書	様式5	
6	管理責任者の業務実績確認調書	様式6	

ア 提出部数

正本1部

イ 提出期間

令和元年7月23日(火)午後5時までとする。

ウ 提出方法・場所

まちづくり部まち保全室公園緑地課に持参すること。

(2)企画提案書の提出

次に掲げる企画提案に関する書類を提出すること。

表2 企画提案に関する書類

	名 称	様式	添付書類等
1	企画提案書	様式7	
2	業務の役割分担・リスク管理等	様式8	
3	企画提案	様式9	会場設営イメージ図等
4	見積書	様式10	積算内訳

ア 提出部数

正本1部、副本7部

※A4ファイルに綴じたものを、8部(正本1部、副本7部)及び電子媒体で提出すること。

イ 提出期間

令和元年7月23日(火)から7月29日(月)午後5時までとする。

ウ 提出方法・場所

まちづくり部まち保全室公園緑地課に持参すること。

6 選考方法

(1)優先交渉権者の選考

優先交渉権者の選考にあたっては、企画提案者から提出された書類等により甲府市遊亀公園附属動物園 開園100周年記念イベント企画運営業務受託者選考審査会(以下「審査会」という。)において評価し、総合得点が最も高い者を優先交渉権者として選考する。また、次点の者を次点交渉権者として併せて選考する。

(2) 審査

審査は、非公開とし、書類と企画提案者によるプレゼンテーション審査により実施する。なお、プレゼンテーション審査を、次のとおり実施する。

ア 日時・会場

令和元年8月2日(金) (詳細は、別途通知する。)

イ 審査会への出席者

管理責任者を含む3名以内

ウ 実施方法

(ア) 企画提案者によるプレゼンテーション及び補足説明(20分以内)

プレゼンテーションは、提出した企画提案書を用い、その表記順に行うこと。また、企画提案者がパソコン等を使用する場合は持参することとし、インターネットへの接続が必要な場合は接続環境を用意すること。なお、プロジェクター及びスクリーンについては本市で準備する。

(イ) 質疑応答(概ね20分)

(3) 審査内容

ア 評価項目と配点

評価項目と配点については、「表3 評価項目の配点」のとおりとし、合計100点満点とする。評価方法については、価格は「表4 見積書の評価基準」により算出し、価格以外の評価項目については「表5 企画提案の審査における評価基準」により6段階に評価し計算式により算出する。なお、各評価項目のうち、いずれかが0点の場合又は、各審査委員の合計点を平均した点数が60点以下の者は優先交渉権者及び次点交渉権者とししない。

表3 評価項目の配点

	評価項目	配点
1	参加事業者の的確性 (業務実績・経験)	10点
2	業務実施体制	10点
3	特定テーマに対する企画提案 ※テーマ①～③各20点、テーマ④15点	75点
4	価格	5点

表4 見積書の評価基準

提出された見積書により、次の計算式にて算出する。

$$\text{「価格点」} = \text{最低見積額} / \text{評価者の見積額} \times 5\text{点}$$

[小数点以下第2位を四捨五入]

表5 企画提案の審査における評価基準

評価	判断基準	計算式
5	特に優れている。	(評価点/5点)×評価項目の配点
4	優れている。	
3	平均的な内容である。	
2	内容が乏しい。	
1	内容が著しく乏しい。	
0	不適切な内容である。	

イ 最高得点者が2者以上あった場合の優先交渉権者の決定方法

最高得点者が2者以上あった場合は、価格以外の評価項目の合計点が上位の者を優先交渉権者とする。

(4) 審査結果

審査を受けた企画提案者に対し、令和元年8月7日までに文書及び電子メールにて審査結果を通知する。また、審査結果(優先交渉権者及び次点交渉権者については、その名称まで)を甲府市ホームページに掲載する。なお、審査結果に対する異議申し立ては、受け付けない。

(5) 優先交渉権者との協議

優先交渉権者は、本市と仕様並びに価格等協議の上、本市の決定を受けることにより受託事業者となる。ただし、優先交渉権者と協議が整わない場合は次点交渉権者と協議を行うものとする。また、参加事業者が1者の場合であっても審査を実施し、その提案内容が審査基準を満たすと認められる場合は、その事業者を交渉権者として選考する。

8 参加事業者の失格

参加事業者が次の事項に該当する場合は、失格とする。

- (1) 「3 参加資格要件」を満たさなくなった場合。
- (2) 提出書類等に虚偽の記載があった場合。
- (3) 審査の公平性を害する行為や一連の公募手続きを通じて著しく信義に反する行為があり、審査会が失格と認めた場合。
- (4) 審査会の委員又は担当職員に対して、直接又は間接的に本プロポーザルに関し援助を求めた場合。
- (5) 参加事業者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合。
- (6) プレゼンテーション審査等に正当な理由なしに参加しなかった場合。

9 応募に関する留意事項

(1) 費用負担

応募に係わる費用(書類作成・提出等)は、全て応募者の負担とする。また、やむをえない理由等により、甲府市がプロポーザルを実施することが出来ないと判断した場合においても、応募に関わる一切の費用は甲府市に請求できないものとする。

(2) 提出書類の取り扱い

提出書類の著作権は応募者に帰属するが、提出された関係書類等は返却しないものとする。なお、甲府市は提出された関係書類等の機密保持に十分配慮するとともに、当該審査以外の目的で無断に使用しない。

(3) 著作権等の取り扱い

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている事業手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加事業者が負うものとする。

(4) 応募者の複数提案の禁止

応募者は、1つの提案のみ行うことができる。

(5) 提出書類の変更禁止

応募者は、提出した書類(データを含む)の変更はできない。

(6) 虚偽記載の禁止

提出書類等に虚偽の記載をし、又は重要事項について記載のない場合は、参加表明書又は企画提案書を無効とする。

(7) 辞退

参加申込後に辞退する場合は、必要書類の提出期日までに参加辞退届(様式12)を提出すること。

(8) 仕様書への反映

本プロポーザルは受注予定者の選定を目的に実施するものであり、選定された企画提案書等の内容は、協議の上、対象業務の仕様書に反映する。また、提案内容を適切に反映した仕様書を作成するため、業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。

(9) 契約及び支払方法

受託事業者は、甲府市と契約を締結し、受託業務を実施する。なお、甲府市は業務完了後、検査を実施し、業務が適切に履行されたと認めるときは委託料を受託事業者を支払うものとする。

12 スケジュール

表6 スケジュール

項 目	期 間
プロポーザル公募開始	令和元年7月 4日(木)
質問受付期間	令和元年7月 4日(木)～7月10日(水)まで
質問と回答の公表	令和元年7月12日(金)(予定)
参加表明に関する書類提出	令和元年7月 4日(水)～7月23日(火)まで
企画提案に関する書類提出	令和元年7月23日(火)～7月29日(月)まで
プレゼンテーション審査	令和元年8月 2日(金)
審査結果の通知と公表	令和元年8月 7日(水)(予定)
契約手続	令和元年8月中旬(予定)

13 連絡先

〒400-0034 山梨県甲府市宝二丁目8番19号

甲府市まちづくり部まち保全室公園緑地課

TEL 055-223-6101 FAX 055-233-0511

電子メール tosikoen@city.kofu.lg.jp